家康公御政道録

全

775
200

門1普4
775
200

大正二年一月廿日寄贈
中村楢雄氏

家康公御政道録一

相國秀忠公ゝ小松大臣ゝ東ゝ賢者成りしゝ世の人称し
もりしゝ大家康公ゝ及ぼ給ぬし給ふ人ゝ御世し
なり家康公乃御徳義学ゝ御知恵勝れ給ふ
事異國御教ゝ不知昔ゝ漢土ゝ天下ゝ平ゝ成りしゝ
家康公ゝ乃ゝ大將軍ゝ位天下ゝ革剣の元祖ゝ奇代
の英雄ゝ御ゝ子孫ゝ守る人心元祖の成法ゝ保守て失
さ給ふゝ代万代ゝ長久すゝ元祖の旧法捨て後る
時為ゝの基ゝ

一 家康公の御ゝ遺ゝ武道ゝ世ゝ治ゝ乱の
様ゝ有ゝ時悲みゝ様ゝ喰ひ付ゝ治世の武ゝ常ゝ
志の武ゝこのむゝ人ゝ兵法ゝ作る司馬法ゝ国大成ゝ
ゝ我ゝ好ゝ付ゝ心ゝ天下ゝ人ゝ我ゝ忘ゝ付ゝ
いとゝ古ゝ平ゝ付ゝ我ゝ志ゝ武ゝ命ゝ

一 或人の云へり
一 又曰農工商を國の寶と云事農人の苦みハ一粒百
切にして去年の秋より行とゝろきを國と成り
風雨寒暑霜露を侵さ極くの苦労にて稲を成し
其成熟して君子をもてなし食し民の労を思ひ民を
切に労し君子を養ひ民を使て若止む事を得ず民を使
布を使て若止む事を得ず民を使ふ時を民の落を
用ゆ民ハ是国の元にして元なり元なれハ
国安しと云へり
一 又曰治国を武家の風俗に家のごとく柔弱に成り武を
忘れ偏に詩歌を尊ぶして我家業廃る時を武と
云ハ偏に詩歌を尊ぶして武を忘れ
今門抑武を尊ひ武家の
後を和院後醍醐天皇を
失ひ給ふ事大将武を忘れ家業を
家に武道不嗜用成者大小上下たるを不用
不嗜者を邪と知り武を邪と知る者を義理
知れ者を虚云ふ者を義理
者を騙り者と騙り者ハ
て云ふ者を遅心と成す
一 又曰大将を文武一致と知り軍法の二字を
各家職を能く勤る者を可用
一 家康云ハ士民ハ家業を能く勤る者を好む
人を交へ行ふ何藝能
取扱能者人を能く
一 家康云の曰主君臣の度を

原原と言はんとて不善人なりとも此の如き善人なれば
不善の家老なれども善人なれば家老の職を
たとへ四拾萬石知行せしと雖
百万石
拾九
八百万石迄も知行せしと是は
たとへ小名なれども善人なれば
家老の職を勤めて
善人なれば
いまだ
家康公八十之頃の御政治おこなはれ遠方に成若年の
時より
田畑を改め
検地
田畑の
武田の家法を用ひ
ひ
ひ

[illegible]

一

[illegible]

府云（秀忠公御年譜小説ハ海老の
都中上人と申す人御供と云御供仕り申し
上る事云々）
滅亡御新参の者多く
[illegible]
[illegible]
[illegible]

の陰にて百日喪に服せざるの上云々と雖も先世の上云々と
次に曰く他の若干の上云々とは他の兄弟姉妹の
の子〔甥姪〕とし此時句作せらるる例と
てさて法次の子〔法孫〕とは法孫を
孫子相伝様法式国様に
相続現様に法国様の財産
子に家を継ぐ者は
財産を継ぐ者〔嫡子〕
の方今不易の定理〔長男〕
和なるも又は悪名
不不孝の財産又は
きさるまの悪事出来る
品又子の子貴国一神の事
さる様に和睦して
法の移り〔大方のうちて〕
悪事〔国の事〕
我三帝と称して今小枝の月
主方の為国家成人
高の財を天下
身の苦楽
の枝の義
もの
ひ
と
法の移り〔竹千代の法の
と法師
法師
法師

[illegible]

[illegible]

[illegible]

家康公ハ永禄九丙午歳伯耆及ビ越前石州等三人ヨリ
竹千代ヲ取戻シ秀忠公ヲ[illegible]
秀忠同年ヨリ秋ヲ取ラセ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

功となるべきのさたしいたるべう沙汰[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]
[illegible]
秀家被親家が走云々つも云[illegible]
守大愚人成ん故浮田北京之川肥後記志ニ同親家
初め浮田家一[illegible]用ニ立侍[illegible]
親之諸侍初中の人民国暮り大かたなる長船
人屋敷を定め親[illegible]
とひて秀家と秀[illegible]
八万石浮田家家中[illegible]
[illegible]
[illegible]
秀家ニ取り中村ニ長船[illegible]
御[illegible]

家老浮田家歌[illegible]
[illegible]
浮田一万二千人[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

仮令ば[illegible]

[illegible]

[illegible]

先祖雅楽頭殿より仕置八ヶ条を以て被仰
付候江戸市中法度の儀は御城内芸風流を
専一に致し武士の道に専用ひす
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

神[illegible]天下の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一

或人武州品川より行[illegible]品川のうれ[illegible]大門[illegible]彼[illegible]
男[illegible]翁[illegible]問て云[illegible]
[illegible]等若[illegible]
[illegible]
[illegible]

甲州（市）通塞ヲ以テ幸家公ヲ恨テ遂ニ相國様（秀）
ヲ信ジ武河市討ヲ計ル（中略）
御親兵ヲ市教光義（遠）市用ニ
ヲ作ラシモ相國様市用ヲ
ヲ市教ヲ一国の無
ヲ市教ヲ家光市賢ヲ
知角の市言ヲ
国ヲ駿河大納言ヲ相國様
ヲ武国ヲ大坂の市城
ヲ徳川様の市子秀忠公の市
相國様の市子家光公の市
ヲ市教ヲ正ヲ市親戚ヲ
公方様の市子家の

大御の相ヲ市ヲ大国ヲ
ヲ国ヲ八北ヲ
子ヲ市一族ヲ
ヲ市政ヲ
の御言ヲ
市代ヲ
ヲ市ヲ
ヲ市代ヲ
ヲ市ヲ
ヲ市ヲ
ヲ市ヲ
ヲ市ヲ
ヲ市ヲ

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　家康公駿府ヲ発ス二

家康公駿府ヲ発ス二月江戸ヲ出陣秀忠公大御所ヲ云伝
[illegible]

[illegible]

世宗の上五
臍の宝石
こと

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

為を地下に対しておも初さ[illegible]を一揆を指し[illegible]なりと[illegible]す
[illegible]を我慢と[illegible]ば[illegible]軍法のなり[illegible]戦の起者古の始又
未く民たの憂なる者紀を[illegible]知たさ有り[illegible]
人[illegible]民の耕作の[illegible]時田畑をこの[illegible]民の
愛し民の欲[illegible]いとさを[illegible]ば天たよ者ぞ能んたて者
民を国の本[illegible]法の[illegible]
さる事なを[illegible]俗大軍を[illegible]武
雪の倫を[illegible]武威の大事能
武たの心を知[illegible]者を[illegible]
武たを心不易の大変し日本の変を云種の神を云
此三種を神宝変汝内侍不可[illegible]神を神の下と云
を理を正直変汝村雲の剣と云兵理を[illegible]
を後と云を理を智恵此三種の神使八幡本の根元
と此意味と智恵と正直[illegible]三種の六字と云意味より

一

[illegible]の正直を誠の正直と云意味を正直八幡と云て不
正之小智恵を此[illegible]意味を智恵八[illegible]
の三徳と云を[illegible]三徳大内の神の託宣より我と神体
の意味を[illegible]神体[illegible]我と神力を正直[illegible]神力と
我と神通の[illegible]智恵[illegible]神通と我と弁持[illegible]
事を[illegible]事物と我と方便[illegible]方便と
[illegible]を[illegible]八幡[illegible]
我力の私慾より[illegible]天下の[illegible]
の者より[illegible]人民の[illegible]
[illegible]八天下大平と治[illegible]上[illegible]人[illegible]婦[illegible]絶て仁と
[illegible]の根元と[illegible]天下を治[illegible]
[illegible]の理を[illegible]地下を治又天
地の理をもつ[illegible]一人の[illegible]
[illegible]命の長短力者[illegible]者[illegible]好む

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]を[illegible]ハ義の[illegible]者[illegible]ハ天[illegible]の長
久を[illegible]義の[illegible]ハ[illegible]て[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]年[illegible]
欲[illegible]ハ[illegible]代[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

[illegible]が要路なり出家僧侶佛法を[illegible]すれば大山大河の
住持と敬んで[illegible]之を[illegible]の式に習はして[illegible]等の
僧侶法師[illegible]紙[illegible]若員員のさまして法師を重
[illegible]なり抱て[illegible]くふ[illegible]
必ず法師の[illegible]法師[illegible]民を固め[illegible]
家老[illegible]民の[illegible]
[illegible]のなりさしかい法士の[illegible]政
[illegible]忠信[illegible]心底の誠を[illegible]
成[illegible]都[illegible]不忠者と成り抱て出[illegible]法士に[illegible]
君を敬ひ[illegible]人に法[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

それで天下國家の主として[illegible]力[illegible]家[illegible]主人を
[illegible]
知[illegible]族[illegible]
政[illegible]
大[illegible]百[illegible]日食二[illegible]千[illegible]
[illegible]
八[illegible]
[illegible]天下の主[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 勝を考へるに大勝の用法は我身をつゝしみ
謙遜にして一人成とも振ひたる人成とも表の用を立（さし）
ぬふべからざる者なり又奢者之場に我を人に下知し
ぬふべからざる法なり江戸の用を何
卿人や色々とそひ知らず今家人の忠義浅深
を我身に見ひらき忠義とゝぐ法人を指を張
りて法人者を不忠なる者と我身を
忠と称ふて也
一 又上方の家に於ては柔弱軟弱を好み
ぬしの指揮に背て郷と家を祝ふも
のゝ武を好まざる者必病成る者で
病成る者を必ずつゝまして生を指ふ
物で実の忠臣を大勇
小人と

信ぜう為にさけて家を綱（たも）ち誠の忠といふべし
ぬるをふゝ根ざ〳〵ぬるを知るの多年をふるべ
の事なかゝまち成を根さ〳〵ぬる成を延ばり
根入をぬんくすふ事を国中まんなく必れを忘
友もたゝ指揮をもの 作り者を如色国家安危を
顧ぬ口ゞ智分の浅ぬもも知ぬ成を泉の比成を
るも己を利を立て生を生ふゝ債事を思ぬ
欲を第一として稽古の新法を立ぬる者を抜
と云ふ新法の法の者を抜を抜
古法を破るべしとなるも我家の政を清廉
廉忠云の中政を文年の法老功の者を相
法の上を定め生政を知ぬ大を治を
もなれを生の中ぬ立て
家法を根本の人成用ひ法を我

は大変なものとされ、その上活屋の家老たちの考えも
始めの先祖のことを大切に考えて、時代
は違うとしても、あまりに無分別で、若
き者たちは、物語で、細川の家人
の忠を知れば、なるほどいかにすべきか、
将軍の欲となるべき内々の
人を用ひ、と、一方、定めの打ち合わせ
と上意なりして、実は、中国の西に
作法新知加増、行政者おの役を、河内中一国の上
に加増、行政者に行政者を相応に作法、
政所、水野
酒井、阿部、井伊、本多、榊原、大久保、内藤、
の行政、みな、同様に作法、
家老、私、人の者、河内、の作法、

河内、作法、中上、上意、今の政治、
初の政治、一国、又、河内、今、天下の事
に、作法、大小、新、一国、基、政治、
上の者、知、知、氏、義、海の政
、細川、畠山等、破、将軍、幕、各国、押
頃、家臣、押、山名、十二ヶ国の主、
記、云、日本の古例、
又の政治、作法、公方義輝、対、三好、
振、示、好、対、信、信虎の家法、平家、
条の新法、我、大名、故、信長、
祖の作法、作法、又、足利、将軍、義持
又の政治、者、人、家、作法、
公方、将軍、各、
、頼、彼、

堂ち建立の勧進すべき如くおいしく書き事で大内義隆
上杉則政今川氏真武田勝頼屈して都迄落先祖を非みて
家を作り為矣公方り又親と二の一数年々家老の者の様
諫言を用さるも則親を非と思ひ同一世後我家の儀
云々度天下の諸大名先祖の家法を守る家あるべ故く
倉を入用他事紀す下大臣人民を用ひ民の志を成て金銀
一寸先に不入人民を用ひ古法を変り事も有下其様第者ハ
天下四家の強動の基ひで世故く心ひよ主の為と云ふ
善人をすゝめ用ひ是人民を捨人法人衆
堵して其国治る様す事忠信と云ふ捨事ハ不
法大名事と云ふ家職を絶り捨て家と絶治め
家作を失ハさるを天下の忠と先祖の功とも成つ
国民を取るべし其先祖の位置を汲り我儀ハ不

一

者の至極人間の習ひ親先祖の欲を討て是を考よ
先祖を忘れさる人の為り武家を都遠の世よ我儀
以我分の者を絶て恣を万の根として家職を初もして
家無事を治る是を忠信の賞歌とす
又上三ヶ三ヶ月して有まを城迄分れバ百姓を田
ゝ為る中を賜れて家の白さ田みゝり近くと寄て
田の畔を捧を此捧を墓を中を刀脇差を
を寄り不審を之ひ近家能と成れば家人の近
者人を出て時々成て家を成事を此の侍を
を汁米ゝ汁ゝ中分侍の侍田の中人時迄者を侍
形人を水を作ゝ米ゝ作ゝ者ゝ
を出ゝ事迄者を大小ゝ我
小為ゝ家人分ゝ
以一紀業を

[illegible]事とて[illegible]胡麻の油食を拵てのけうとて
武具下人小勇能を拵て武勇を誉なり
忠信源氏の[illegible]成時殿を殺小知行を加増し大加藤
[illegible]の代官にて[illegible]れハ藤四郎ハ已ニ[illegible]成て知行を
[illegible]ひ[illegible]ハ[illegible]て家老
[illegible]藤四郎[illegible]成[illegible]
[illegible]藤四郎[illegible]
[illegible]藤四郎[illegible]成
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]法[illegible]中上[illegible]者[illegible]法[illegible]けちづつ[illegible]成[illegible]様[illegible]寄[illegible]付[illegible]中上
[illegible]ら[illegible]詰[illegible]方[illegible]紙[illegible]と[illegible]なる[illegible]様[illegible]只今[illegible]之[illegible]分[illegible]家[illegible]口[illegible]を[illegible]お[illegible]市[illegible]付
播磨[illegible]紙[illegible]金[illegible]家[illegible]周[illegible][illegible]家[illegible][illegible]と[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]
[illegible]ら[illegible]猪[illegible][illegible][illegible][illegible]播磨[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]
[illegible]ぞ[illegible][illegible]詰[illegible]筆[illegible][illegible]何[illegible]中[illegible][illegible]我[illegible]小栗[illegible]西[illegible][illegible][illegible]湯坂[illegible]用[illegible]付[illegible]
云[illegible]付[illegible]金[illegible]或時[illegible]播磨[illegible][illegible][illegible][illegible]湯坂[illegible][illegible][illegible]不[illegible][illegible]安[illegible]
小栗[illegible]様[illegible]筆[illegible][illegible][illegible]方[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]
と[illegible]付[illegible]何[illegible]市[illegible]用[illegible]付[illegible]言[illegible]上[illegible]中[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]
[illegible]様[illegible][illegible]湯[illegible]様[illegible][illegible][illegible]言[illegible]上[illegible][illegible]我[illegible]方[illegible][illegible][illegible]
云[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]我[illegible]云[illegible][illegible]小栗[illegible][illegible]不[illegible]
者[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]小栗[illegible][illegible]罪
の事[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]様[illegible]筆[illegible][illegible][illegible][illegible]
[illegible]湯坂[illegible]播磨[illegible]中[illegible][illegible]別[illegible]府[illegible][illegible][illegible]成[illegible]
[illegible]小栗[illegible]用[illegible][illegible]播磨[illegible][illegible]

悪事[illegible]為[illegible]小栗言上仕[illegible]事[illegible][illegible]成[illegible]
[illegible]中上[illegible]小栗[illegible]呂
[illegible]歳[illegible][illegible][illegible][illegible]
[illegible]用[illegible][illegible][illegible][illegible]我[illegible]
全人[illegible]
成[illegible]語[illegible][illegible]敗[illegible]
[illegible]紙[illegible]何[illegible]
[illegible]者[illegible]云[illegible][illegible][illegible]
[illegible]播磨[illegible][illegible]
[illegible]
[illegible]
悪[illegible]播磨[illegible]家中
[illegible]播磨[illegible]
小栗忠義[illegible]播磨[illegible]
[illegible]中[illegible]迚家[illegible]用[illegible]為[illegible]何[illegible]不[illegible]播磨

先小家より之給ひ、なりたる恵と聚すり石安法の坐て
己と高家相判すり老ゝ虚ゝと云ひ名同者
いと也ゝと又家老ゝ秋ゝを免の中に成河望北不
かと云家老ゝ言甫ゝ伊四郎ゝ紀ゝ云ゝ秋ゝ
過ひて云ひ〳〵故伊四郎ゝ中分ゝ部ゝ師ゝ也ゝ
の功ゝ云ゝ事ゝ二三度ゝ部ゝ家ゝ知ゝ伊
四郎ゝ事ゝ〳〵ゝ用ゝ次ゝ〳〵ゝ免ゝ免ゝ
来ゝ右ゝ〳〵ゝ為ゝ忠ゝ成河（今ゝ〳〵ゝ生ゝ）
秋ゝ家ゝ長ゝ紀ゝ事ゝ拘ゝ伊四郎ゝ奢ゝて恵ゝ事ゝ有ゝ
〳〵ゝ家ゝ長ゝ紀ゝ〳〵ゝ内ゝ侍ゝ〳〵ゝ彼ゝ者ゝ秋ゝ紀ゝ
ゝ云ゝ上ゝ也ゝ秋ゝ紀ゝ秋ゝ〳〵ゝ小ゝ人ゝ事ゝ
〳〵ゝ伊四郎ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ家ゝ老ゝ内ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
来ゝ〳〵ゝ何ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ

ゝ〳〵ゝ伊四郎ゝ金銀ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
拾貫ゝ秋ゝ言ゝ〳〵ゝ秋ゝ〳〵ゝ家ゝ老ゝ〳〵ゝ
知ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ何ゝ〳〵ゝ著ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
恵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ家ゝ中ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
者ゝ有ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
拾貫ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
此ゝ稱ゝ〳〵ゝ秋ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ

の号を帯び五倫を正義に行ひ弟私なくして法人恨なく
是を大切として行ひ海内統一小為の者を大為
になし行ひ今天下の富豪となりいにしへ栄華も世あり
なりたる人〻三月盃の次第秋等皆〻に行ひ今に行ひ
世を家花なり迷法人〻一商人〻一寄せ集り和如し
主人を殺りて源氏家花を人〻を威を振ひ世を
さけ世を家の運の末と以ひ知り〻世を主君の者を
法を変し政を行ひ伝指員負なく下民をやなり
事を事を拙ぐ其のやうの事をさう法人の好む処に行ひ
人を呼び分て天下を手に入れ其を有ひて大為を楽み小為
此一みを迷惑と云ひ行ひ為に人物を失て国家を亡ぼす
綱を人民なり迷を本者を有ひ行ひ
秀吉農に行ひ紀伊人の秋紅葉我れらの若出家
職人町人此れより百姓を地番ぐで家を者の仕事

一

伝指で法を行ひ法人の伝指員を用ひさう様
すぐ者一の忠節を為され為人のこを知さうを
つぐ人を知ぐぐとうまを人の事を人を知を知なり
秋人の伝指員負をさう人の人度を言知たるよく家ぐ
云家をとうを為て日を名を云をとの心をひみる
者を行を紀者を古云を人を云家を試を金を
ひをいてこうみをこうを
政を法をいふ物をり法を大工の曲人のやく法を
天換家と家をうやくを家を家を奥
州の果を物をもを今ぐ色を紀改を法を云ぐ又
忍年を行を物を多をうさま色を為をかされて
古法をこう失ひ家を行を新法を利口を為人様
うを者を物八知人法を者を己が力を言ゆをを為
業を色を理を曲人を仕を改を不れらざる者

理往審者の門を入て宮法行う七人四人ゆす
也と長よ者人様よ者人の徒をうる四人の意氣な
侍根と我流なり之くの分立形成と行ひ
うる天命と言ひて家七人仕と言へ紀年
本の根と結者へ紀実も年を紀如其場所で人根
を養へまを意地もつて者へ根ようり行ひ
改作の紀し仕り実ようし家を世中一ん法よ
又上者よ天下を治る法を者昔の二ツで貴八者を貴
きうへ者を貴せられバ者へ罰と恩をこう
もむりで恩を罰せられで天下の恩人こうねで者一修者を
大小上下となくこうひくく事中へ
ゆう者へと云ふ天下の法へ恩へという時八秀忠の
用ゆ称ようを也ようて者ようて格なく威法する時八法人
批判年よ人如相で叫ん深ん心を正者（玄初よ

先祖仕り師ゆ事ゆ紀古年と云ふく家門をいを
へんとゆうで叫ん法部ゆ
合を外者ままでも秋ようを也威を根ひ者法紀者
ようでゆく敬ひ者で天下治ようなり治ひ
上者ゆ雅楽法度ゆ能ゆ者ゆ也天
下の長然ゆ八家先ん仕ゆ又老ゆの長然をバ好ゆ
自ゆ仕ゆ様せ紀ゆ者ゆ法へ
して紀年者ようを法を中家先ゆ様
先ゆ氣を者也一時ゆ法家云家忠云の代ようの老
功の者ゆ八家ようを也ゆ
様ようで地ゆ人者ゆ法ゆ威高上ようて恩人
を也ようを法八一門家先ゆ紀年の氣人者ゆ云ひ法
十勇様ようを紀侍八押せられ武八方を引て恩
法人用ようを表一彼ゆ人者ゆ老ゆ門ゆ出ゆ

てこそ為其家必セすれば其為人高上ならんて祝
さも何事ぞ云ふやうなれど祝人よ祝くして打家の
為の上に始め家老の為の上まで家事の沙汰に
及ぶ為の如き家事を家やよ沙汰
自分よ誤なき迄すべし此人爲細く
家事に沙よ天下の用を人て天下の事を考下
の心にて打りんなるもと大公望の沙よりも世上の
者を為なくて成に見て十年の指南
外目のみ外なりいつ何とかくして世上の批判
を所のやうなれば人の言動政事なるなり
それ和事に家国を治る者は心に外政を
それ信長の六月百日に討れ打の所京都の有事
に沙汰しかり月給
もなくて老中よ家中も知らず
なくて家老共

一

かくの事八天下にかくすべ
き人にあらで沙汰なり
百姓ふ沙汰ます沙汰なる
沙汰よ八なるの八事と打なりしも
やくよ云ぐる事を云ひて
百姓もそれ別なるべ子細八是
の云ひ出なり天下の為の為に若知
と思ひ心を打て居ていまめよ知有を事る古法立法
俗古法なる新法なる法に対て法事も知る打ぬ
事に家職実に為なるべ為の為に為知
ずして成なる物のなるべ
武士知ぬ為ぬ為ぬ為ぬ
して言を公事も知ぬ用
に成武家の名利を失ひ家を七ツ為を失ひ
用事の用と江用の用と外用の用して云の用ひ先

用事の用とハ秋家の時ハ源氏ハ新田と信州松平家ハ
奥平水野酒井阿部伊井柳沢山内長谷川大久保戸田有川太田
大久保戸田有川太田永井梁瀬一族の民
ハ源氏の子孫新田と新ハ
ハ源氏の子孫新田と新ハ
用事の用とハ新ハ
ハ源氏の子孫新田と新ハ
ハ源氏の子孫新田と新ハ
ハ源氏の子孫新田と

毎年春の初より立春に至るまで先祖を祭り
元をして御ちをはらひ人民の生活する術を
教諭教ちゝ[illegible]さまざまの師匠を親ちすれ
ちとて[illegible]ふ都ちして[illegible]如月初めでやそ大神を
祭り[illegible]大津[illegible]を[illegible]
より[illegible]ふ都ちの[illegible]
有くハ神ちゝこそ知れ[illegible]
て[illegible]ちの[illegible]
[illegible]

一

[illegible]大成ちの[illegible]
[illegible]
[illegible]

抑上古の事は詳かにしがたけれども、
孫王の上古の所作なりとて、秀忠の御判を
賜はりおのおの家を海内に分つ事なれば、
別して他人の上古の事は詳かにしがたけれども、
足利加賀守義詮の代、義満大臣の所
代の大臣分、人王五十六代、
大臣の、人王五十六代、
上古の所作なり、二百三拾余歳、
筑紫の謀叛を平定の儀、
臣治、又八幡宮神の御加護、
日本を攻、数百の人数、
なりて色々西に引き
く今の筑紫なる
の政をなり

可中知器海の

城くよりて三韓一國のうち、
用ひ、
なの治乱を考へ、
治年なりより、
臣を数代忠信の臣、
大臣なり、
秀吉御辞征伐の時、
いくつなりて、
なりと、
押へ、
吳王なり、
と知る事の事を考へ、
なりなりて、
立天下の宝と成者

東海東山北陸
今天下の主となり、
日本
國の事をなりすなり、
政事の指図、
大臣、
九州、
牧司、
登山浦まで、
小西
武士の達、
九州より、
家を、
日本
民、
大臣
天下の事

代々也を敬欽源氏者なさるべきなり主人盛主為
を敬なる者人（略八字）不貴目にかけ給育月をなる
ゆるかせ者なり（略）敬なる者を高き給天下の政事
を蔑ろ又蔑ろにて来なる者なり眉をひそめて
敬しい者を秀吉の没後利家人せしを
ふ彼敬意を忘ひ給ふ人恩為上を
忘する故石田を一揆して敬なる者
敬を綱を為を南方盧舎を捨て江戸を
去り天下を捨て人々の先づ
謀を七組の設し如り大坂城の内を
諸人を集て陣を張り諸侯
の妻子大坂の邸に
去る者を見捨て
置を石田が
忘を敬なる者の代を奪へ
ものを忘ひ

也り命脈を保り侯ひ
故のふくをうをもひぬ法
門門〜云ひ〜ぐ故〜
陣法を以て若長をとご〜〜八二男三四男を
よ於ひて忠義の者を継を天下の約ひ天を法の
心を誤なる紀を以て天下を有紀天下なる者を
なる紀家を男子を〜〜〜
一紀なる紀より継女子あ〜〜〜〜
を天を法を〜の家臣なる者を切なる〜〜
を天を祖を天下（略）敬なる者
家紀を（略）敬も為背を〜〜〜
を者〜の為を二を先
（の忠信を以天を）の忠を〜〜〜
天を吋ひ今天下の政柄を持なる也天を法なる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

則政の子孫なる事は定まりて疑信深くして
者沙汰なりて彼方に於て百事形式大坂の仕形を
見聞して知り得る

一

上方の大坂者は武士は我侍と云へば
彼者を何物の人物と思はれ大坂町人と云へば
如何なる者と思ひ合はせ武士は武士の者
と云へば大坂者は町人の者と思ひ合はせ
上方者は武士は武士の者と思ひ合はせ
町人は町人の者と思ひ合はせ
やうなる事なれば小事も同じ也
中者は世間の者
世間の者
世間の者

ぬるものゝ

一　上京の神官の新年の拜賀に雅楽
を奏して御礼に出ること何ぞ拙なきかの
ごとし礼に合すべきものなり雅楽
は礼に合すべきものなり礼と雅楽
とは共に人倫を正しくせんとなり
て天地の道なり人物の生ずるや
天地の道なり人物の生ずるや
人と人とは相互に雅楽を以て
まじえ合ひて八家九族の成るべかり家の
まりなりと云ひ市が合ずの
分の約束よりひろく神仏に
まで定て明らかに定て

人ごとに雅楽津々浦々にも行はれと云ひ新
古の和紙に一面一日中に書かれ
ども如ごとく雅楽は実に神仏の
中に行はれ千石の法約束
とは申されば千石の法約束
八百石とも云ひ和紙に
拙なるものの所業
雅楽は
雅楽者市郎右衛門家
子細は市郎右衛門
無用のものとす紙をひろへ
定て明らかに
雅楽は市郎右衛門
市郎右衛門

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]書抑[illegible]
[illegible]
[illegible]

馬と云ひ礼式の時應ずる人家職を失はれずして昔の様
なる者もみな礼を守り所作を乱る者も殆ど絶ぬ此
三つの者共皆公方の恵を蒙りて平家流
なる人も武士の中にて家職をふるたつる者
また家職を失ひ武勇のまるひなく町人
人民家職を学ひ家職をおこす者多し
しかるに天子の政勅ましまさず元首の御政事
関白天下をあづかり政を愛人民のうるおひなく治る
職とする礼文なりわが軍を天下の惣追討して
なすべき職とす礼武をもつて礼上代の法で
紀綱中古より君臣作り法くして政をこなひ失ひ
人民安らぐ紀綱なく武勇の輩作り者を悪く討て拙
世衰微して天下乱れ治る九代の後又
大平の世民武家なる天下を治る義満代に

至りて天下一統武家を和漢に顕し後学
淳和両院別當源氏長者征夷大将軍大政大臣従
一位准三宮公方義満贈法皇と号す大明成祖
皇帝と祭文を奉献王と諡すれば此義満は祖
父釈の誡りを受て礼を宣べ天下を治平
呉越まで出来成るを若おごりとなる者あらば礼は
武徳の事の法に依て誅伐なる物で王と云
る天下を治る人なり紀綱は天下を治るなり言後
上る事実なる事なり氏は代々利義政
と号なる天下の礼を治る事をば学んとなれば
学の陽明まんと明は東山殿と名なよれ
なる不完性の者り者は礼なりなる者は礼なりなる
礼なるのいまなり依之家職
なるべき治と云事で

一又上杉ハ武田ハ事用ヒて柔弱成る者を軍の先手に
用ひらるべきなりと謂れをとり分て味方の若
き武士の先手の役の如くなり相日本に美濃の方会
稲大事加事なれ共若美國就中ハ九州の熊大
将相撲抜へ強べき文孫なれ共人数多なりしも日
本相代治平の事を大元の世祖を帝然て文永蒙
古武勇ハ比類なきその事で文孫の朝鮮征伐の事も紀
鮮征伐の事も朝鮮朝代治平なれ共柔弱はて
武田ハ左へと秀吉武田ハ左へ平ハ
武田ハ左へ平ハ左へ平ハ左へ平

能くせむ者なりと云て人となり[illegible]事を天下國
家の事を意思と書て[illegible]を[illegible]
天下の諸士は軍の法義を信て[illegible]軍(ゴンノカミ)
ゆゑ宮なる叫んやゆゑ宮なる[illegible]事家ハ[illegible]
[illegible]家ゆゑ七七[illegible]
[illegible]
服を[illegible]事為ゆゑ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

事を[illegible]
教[illegible]
[illegible]

[illegible]書の[illegible]家康公[illegible]府[illegible]
軍秀吉[illegible]井上[illegible]
教日[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
東照宮[illegible]
[illegible]
嗚呼此篇乃[illegible]
[illegible]

理学を業とし篆文字に明らかなれば其書
遠くさしく紙に書を用ひしめ
家々今の世の大賢君子の後世を深く憂慮
ひて天下を守り給ふ心法を副君及権臣伝
受伝授ふ丁寧親切の御告誡なれば正史の
於作にも猶易也詩曰不忘不忘率由舊章
祖宗の法を遵ひ守れば福を生ずる此道理
ひ行ふ君臣必国を天下を保ち給ふ必
家を為を保ち給ふ日本の宝鑑朱面に
舊福の文理を副僅まして所詩を君子
の観覧に備へ永く世に伝ん事
と願ふ予拙陋を忘れ僭論を顧みして

数稿を易へ見を改正す見る人に依て
必言を注商に示さん事を願ふ

家康公御政道禄二大尾

此一冊備寺氏本寫之　于時
文政四年辛巳　穐九月十五夜右
外題　德川御政道祿　有之由
有序一葉略之

中村道道